

## 市長の資産を公開します

政治倫理の確立のための阿南市長の資産等の公開に関する条例に基づき、市長の資産等に関する報告書を作成し、公開します。

この報告書は、どなたでも閲覧することができます。閲覧をご希望の方は、次の要領で閲覧していただきますようお願いいたします。

- 1 閲覧報告書** 資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書
- 2 閲覧場所** 阿南市役所企画部秘書広報課
- 3 閲覧時間** 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- 4 閲覧手続** 秘書広報課に備え付けの「閲覧申込書」に所定の事項を記入してお申し込みください。
- 5 注意事項** 報告書は、手書きによる書写は結構ですが、コピー機による複写はできませんので予めご承知ください。

## 阿南市長の資産等の公開に関する報告について

### 資産等補充報告書

市長は、任期開始の日以後、毎年新たに有することとなった資産等であって、12月31日において有するものについて、資産等補充報告書をその翌年の4月1日から同月の30日までの間に作成しなければならない。

### 所得等報告書

市長(前年1年間を通じて市長であった者に限る。)は、前年分の総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額(当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)並びに同年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課せられる場合における当該財産に係る贈与税の課税価格に記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

### 関連会社等報告書

市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を同月2日から同月30日までに作成しなければならない。

◎報告書の閲覧は、令和5年7月3日(月)から

問い合わせは 秘書広報課(☎22-1110)へ